



令和5年9月19日

大臣官房官庁営繕部整備課木材利用推進室
住宅局住宅生産課木造住宅振興室

10月は「木材利用促進月間」です

～ウッド・チェンジ 木づかいが 森をよくする 暮らしを変える～

総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省では、脱炭素社会の実現に向け、「木材利用促進の日（10月8日）」及び「木材利用促進月間（10月）」において、地方公共団体や産学とも連携し、国民の皆様には木材利用についての関心と理解を深めていただくための普及啓発に集中的に取り組めます。

1. 「木材利用促進の日」及び「木材利用促進月間」について

2021年10月に施行された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（通称：都市（まち）の木造化推進法）において、国民の間に広く木材の利用の促進についての関心と理解を深めるため、漢字の「十」と「八」を組み合わせると「木」という字になることにちなみ、10月8日が「木材利用促進の日」、10月が「木材利用促進月間」と定められました。

日本の国土の約3分の2を占める森林は、そこから生まれる木材を建築物等に活用することで、資源の循環、地球温暖化防止、国土保全といった多面的機能の発揮や林業・木材産業の振興による地域経済の活性化等に繋がることが期待されます。

都市（まち）の木造化推進法に基づく「木材利用促進本部」（本部長：農林水産大臣、本部長：総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣）は、国民の皆様にも木材利用の意義を理解いただき、日々の暮らしや街の中の建築物等に木材が取り入れられるよう、産学官が一体となった国民運動「木づかい運動」を推進しています。今年もウッド・チェンジ*を合言葉に、10月を集中期間として、木の良さや木材利用の意義への関心と理解を促す様々な取組を展開します。

*：身の回りのものを木に変える、木を暮らしに取り入れる、建築物を木造化・木質化するなど、木の利用を通じて持続可能な社会へチェンジする行動を指します。



ウッド・チェンジロゴマーク

2. 関連イベント情報

(1) 木づかいシンポジウム 2023

「活木（カッコ）イイ」のプロに聞く、ウッド・チェンジを語ろう in 農林水産省

日時：2023年10月24日（火）もしくは31日（火）※調整中

場所：農林水産省7階講堂

主催：林野庁ほか

概要：日本の森林の木を「伐って」「使う」ことが、日本の森林を「植えて」「育てる」ことを促し、その資源の循環利用、カーボンニュートラルや地方の活性化等SDGsの実現に寄与することを語り合う。「活木（カッコ）イイ」木づかいのプロである企業等の取組紹介、参加者とのインタラクティブな意見交換によるトークセッション。

URL：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/symposium.html>

(2) 木材利用優良施設等コンクール表彰式

日 時：2023年10月30日（月）
場 所：木材会館（東京都江東区新木場1-18-8）
主 催：木材利用推進中央協議会
共 催：都道府県木材利用推進協議会
URL：<https://www.jcatu.jp/concours/>

(3) ウッドデザイン賞入賞の発表

日 時：2023年10月5日（木）
主 催：一般社団法人日本ウッドデザイン協会
URL：<https://www.wooddesign.jp/>
上位賞（農林水産大臣賞等）の発表は11月上旬、表彰式は12月6日を予定

(4) 第5回ウッド・チェンジ協議会※

日 時：2023年10月2日（月）
場 所：農林水産省
事務局：林野庁木材利用課
会議終了後、協議会会員の「ウッド・チェンジに向けた取組」、「木材利用促進月間等」に実施するイベント」を公表予定

※2021年9月に林野庁が立ち上げた川下から川上までの関係者が広く参画する官民協議会（正式名称「民間建築物等における木材利用促進に向けた協議会」）。民間建築物等における木材利用に当たっての課題や解決方法の検討、民間建築物等における木材利用の先進的な取組等の発信など、木材が利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。

全国で実施される木材利用促進に関するイベントは、以下の木材利用促進本部サイト内の「関連イベント情報」でご確認ください。
URL：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/honbu.html>
（掲載しているイベントの情報は、随時更新の予定です）

○ 2022年度の木材利用促進月間関連イベントの様子为例

		
第30回山形県林業まつり （山形県天童市）	WOOD コレクション in あいち （愛知県長久手市）	木木（モクモク）ふれ合い祭 （熊本県水俣市）

- ・県産木材に“見て”“触れて”“感じる”木構造躯体展示ゾーン、「木材体験」「きのこの植菌体験」
- ・県産木材を利用した木工製品や県産きのこの展示・販売

- ・地域産木材等を利用した展示
- ・木と遊び木とふれあう体験コーナー
- ・建築、木工ワークショップ

- ・かんな削り、丸太切り体験
- ・親子木工教室
- ・チェーンソーアート
- ・端材持ち帰りブース

【参考】

都市（まち）の木造化推進法について

国土の約3分の2を森林が占める世界でも有数の森林国である日本においては、人が植え育てた人工林の約5割が伐り時を迎えています。森林資源の有効活用により、伐って、使って、植えて、育てる森林資源の循環利用を図り、地球温暖化防止や国土保全等へ貢献することが期待されています。特に、持続可能な開発目標（SDGs）への対応や、2050年にはカーボンニュートラル達成が求められるなど、事業者においても環境や社会への貢献度が企業価値を左右する時代が訪れています。これらを背景として、2021年10月、都市（まち）の木造化推進法が施行され、従来の公共建築物だけでなく、建築物一般について木材利用の促進が図られることとなりました。



関係省や関係団体等では、ウッド・チェンジロゴマークの拡散やポスターの掲示等によるウッド・チェンジの普及を進めています。

ウッド・チェンジロゴマークのダウンロードはこちら
URL :

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/wood-change-logo.html>

ポスターのダウンロードはこちら

URL :

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/top.html#poster>

<お問い合わせ先>

(公共建築物に関する木材利用促進について)

国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 整備課 木材利用推進室 佐藤、片岡

電話：03-5253-8111（代表） 内線 23-663、23-474

03-5253-8949（直通）

(民間建築物に関する木材利用促進について)

国土交通省 住宅局 住宅生産課 木造住宅振興室 横江、佐々木

電話：03-5253-8111（代表） 内線 39-422、39-438

03-5253-8512（直通）

(「2. 関連イベント情報」について)

林野庁 林政部 木材利用課 消費対策班 石飛、持田

電話：03-3502-8111（代表） 内線 6122

03-6744-2298（直通）